

# 資料編

---

- 1.ゾーン区分
- 2.用語解説
- 3.東京都台東区花とみどりの審議会設置根拠
- 4.東京都台東区花とみどりの審議会委員名簿
- 5.台東区環境まちづくり推進会議設置要綱
- 6.台東区環境まちづくり推進会議委員名簿
- 7.台東区花とみどりの基本計画策定経過
- 8.パブリックコメント実施結果

## 1. ゾーン区分

平成30年度調査に基づき、本計画では下表のとおり、調査単位として19のゾーン区分を設定しています。また、地域区分については、「台東区都市計画マスタープラン」の地域区分に従い、6つの地域に区分しています。

表 地域区分とゾーン区分

地域名	ゾーン名
上野地域	池之端、上野公園、北上野、上野、東上野、台東、谷中西
谷中地域	谷中東、谷中西（上野地域と重複）
浅草・中部地域	西浅草、浅草南、寿、北上野（上野地域と重複）
根岸・入谷地域	根岸、竜泉、北上野（上野地域と重複）
北部地域	千束、清川、浅草北、今戸
南部地域	蔵前、浅草橋

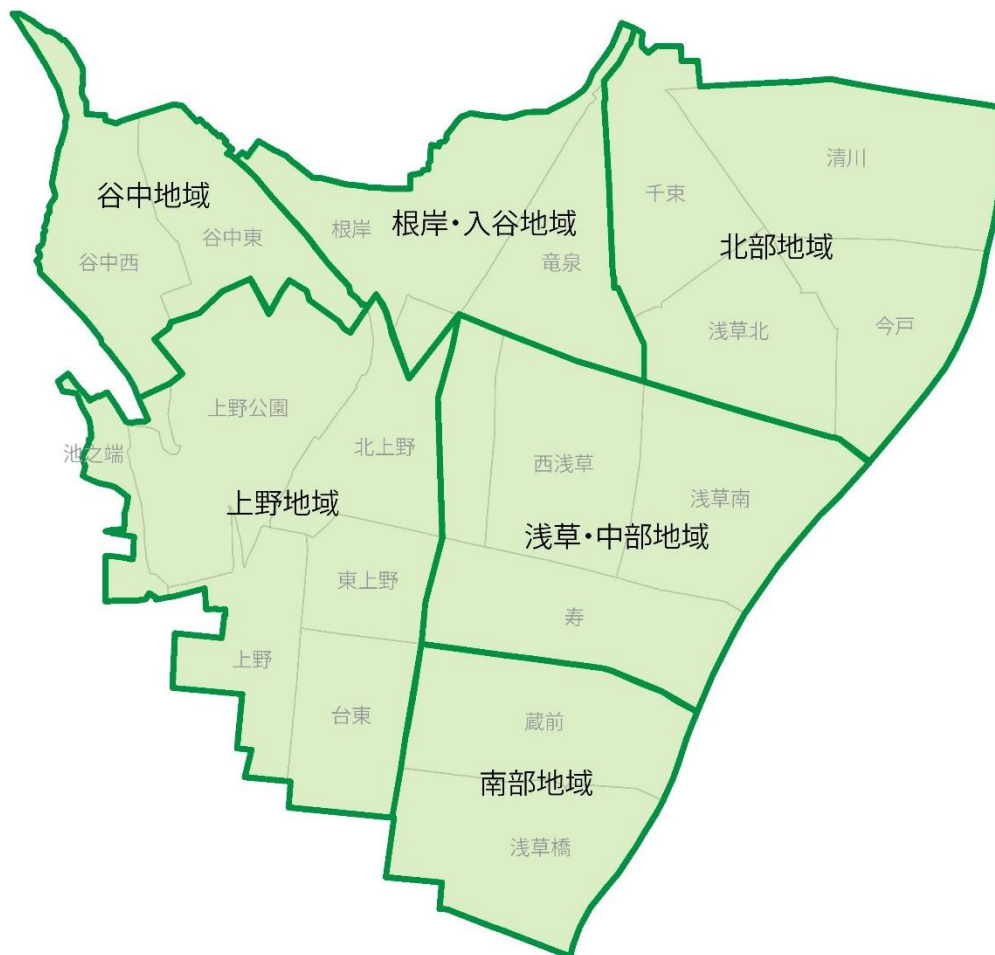


図 地域区分とゾーン区分



## 2. 用語解説

	用語	解説	頁
あ 行	生垣	公道との敷地境界に高さがほぼ均一な樹木を用いて、間隔が交互に葉が触れ合う程度に並べて植栽したもの。本計画では、公道に接する面に接道部延長が3m以上、高さが1m以上3m未満の植栽がされているものを対象としている。	P14
	一時的な緑化	イベント時などに実施するプランター等を用いた緑化のこと。	P49
	エコ環境フェスタ	環境問題を区民とともに考え、環境にやさしい暮らしの実践を図り、資源循環型社会の実現を目指すために開催しているイベント。	P39
	おかちまちパンダ広場	平成3年に策定した「御徒町駅周辺地区地区計画」における「区域の整備・開発及び保全に関する方針」において、「歩行者のための場を確保する」ことを目的として整備された広場。広場には、植栽やサークルベンチを設置し、憩いとやすらぎの場を提供するとともに、イベント開催等の場所として活用している。面積は、広場全体で、約1,674㎡になり、区有地が55%、民有地（松坂屋）が45%となっている。	P37
	屋上緑化	建築物の屋上やテラスなどに植物を植え、緑化すること。これにより建築物の断熱性能の向上によるエネルギー消費の低減、ヒートアイランド現象の緩和や景観の向上などの効果が期待できる。	P11
	オープンスペース	公園や広場などの敷地内で建物等が建っていない空地のこと。人々の休息、レクリエーションの場や災害時の避難所などになる。	P6
	温室効果ガス	太陽からの熱を吸収し熱を地球に封じ込め、温室効果をもたらす気体の総称。二酸化炭素、メタン、代替フロンなどがあり地球温暖化の主たる原因とされている。	P10
か 行	景観重要樹木	景観法に基づき景観行政団体の長（台東区の場合は区長）が、地域の景観上重要な樹木を、地域の個性ある景観づくりの核として維持、保全及び継承を図るため指定したもの。	P66
	公開空地	民地内の空地や開放空間のうち、日常一般に公開される部分で、地域住民の利用が可能な公開制のあるまとまった空地。	P37



	用語	解説	頁
か行	公開空地等の みどりづくり指針	都市開発諸制度等で生まれる公開空地等において、みどりのネットワークの形成や快適性、安全性、景観など、その価値を一層向上させるため、東京都が平成19年7月に定めて運用している指針。	P69
	格子登はん	格子へつる性植物が巻き付いている形態のこと。	P31
	高度利用地区	都市計画法に基づく地域地区の一種。小規模建築物の建築を抑制するとともに建築物の敷地内に有効な空地を確保し、都市機能に適応した適正な街区を形成し、市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新等を図ることを目的としたもの。	P37
わ行	持続可能な 開発目標（SDGs）	平成27年9月に国連総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28年から平成42年（2030年）までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っている。	P10
	市民緑地認定制度	民有地を、地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度。（都市緑地法第60条）	P11
	借地公園制度	都市公園などの整備について、公園管理者（自治体）が土地所有者との貸借契約により土地物件に係る権原を借り受けて都市公園を開設する制度のこと。	P71
	蒸散機能	植物の地上部から大気中へ水蒸気が放出される機能のこと。	P49
	親水護岸	繰り返して押し寄せる波による洗掘作用から、河岸・海岸を守るための機能を持ちながら、人びとが水に親しみ楽しめるようにした護岸のこと。	P71
	ストック効果	整備された社会資本が機能することで、整備直後から継続的かつ中長期にわたって得られる効果のこと。	P50
	生物多様性	一般的には、多様な生物が存在していることを指す。生態系を構成する動物、植物、微生物など、地球上に生息・生育する全ての生物種の多様性とその遺伝子の多様性、更に地域ごとのさまざまな生態系の多様性を意味する。	P10



	用語	解説	頁
た か	総合設計制度	健全な市街地の形成を目的として、一定規模以上の敷地に一定割合以上の空地などを有する良好な建築計画に対して、特定行政庁が容積率、道路・隣地斜線制限を緩和するもの。(建築基準法第 59 条の 2)	P37
	台東区 環境基本計画	台東区の環境施策の総合的かつ基本となる計画。地球温暖化対策や環境学習などの主要課題の解決に向け、施策の統合化と体系化を図ったもの。	P42
た 行	台東区 観光振興計画	台東区の観光振興の基本理念や目標、東京 2020 大会の開催決定などを踏まえ、取り組むべき具体的な観光施策を盛り込んだ計画。	P12
	台東区基本構想	概ね 20 年後の台東区の将来像を描き、区民や地域団体等と一体となって実現するための区政運営の最高指針となるもの。	P2
	台東区住宅 マスタープラン	「台東区都市計画マスタープラン」に即しつつ、各種個別計画との整合を図り、相互に補完し合いながら住宅施策の目標を実現するための計画。	P3
	台東区 長期総合計画	「台東区基本構想」が掲げる台東区の目指すべき姿を実現するために策定された長期指針。計画期間は 10 年間とし、社会情勢や行財政などの著しい変化があった場合には、必要に応じて見直しを行うものとしている。	P2
	台東区都市計画 マスタープラン	「台東区基本構想」に即し、長期的な視点にたって、まちの将来像や土地利用・都市施設等の整備指針を明らかにし、台東区の都市計画に関する基本指針として、まちづくりのガイドラインの役割を持つもの。計画期間は概ね 20 年としている。	P2
	台東区 みどりの条例	みどりを保護・育成し、良好な都市環境を形成することを目的とする条例。全ての建築物を対象に、用途変更及び大規模修繕・模様替えを除いて、建築する際には、敷地面積に応じて地表部緑化や屋上緑化又は壁面緑化を行うことを定めている。	P2
	地球温暖化	地球表面の大気や海面の平均温度が上昇する現象のこと。温度の上昇により生態系の変化や海面上昇など、将来の人類や環境へ悪影響が懸念されており、さまざまな対策が実行されている。	P10
	地先緑化	公道との敷地境界(民地内)に樹木、草木などを用いて植栽したもの。本計画では、公道に接する面に接道部延長が 3m 以上、幅が 20cm 以上の植栽がされている生垣以外のものを対象としている。	P13



	用語	解説	頁
た 行	東京が新たに進めるみどりの取組	都市づくりのグランドデザインで示す都市像の実現に向け、今ある貴重な緑を守り、あらゆる場所に新たな緑を創出するため、都の関係局による検討を経て、東京が進めるみどりの取組をまとめたもの。	P3
	特定街区	都市計画法に基づく地域地区の一種。良好な環境と健全な形態を備えた建築物の建築、地区環境の向上に寄与し、公衆が使用できる有効空地の確保等により、都市機能に適応した適正な街区を形成し、市街地の整備改善を図ることを目的としたもの。	P37
	特別緑地保全地区	都市緑地法第 12 条に規定されており、都市計画区域内において、樹林地、草地、水沼地などの地区が単独若しくは周囲と一体になって、良好な自然環境を形成しているもので、無秩序な市街化の防止や、公害又は災害の防止となるもの、伝統的・文化的意義を有するもの、風致景観が優れているもの、動植物の生育地等となるもののいずれかに該当する緑地が、指定の対象となる。	P66
	都市計画公園・緑地の整備方針	都市計画公園・緑地の計画的な整備促進と、整備効果の早期発現に向けた取組の方針を明らかにするもの。平成 23 年 12 月に事業進捗や社会情勢の変化とともに、東日本大震災を踏まえ、防災の視点を重視し、新たな整備方針として改定されている。	P3
	都市づくりのグランドデザイン	平成 28 年 9 月に東京都都市計画審議会から出された答申「2040 年代の東京の都市像その実現に向けた道筋について」を踏まえ、2040 年代の目指すべき東京の都市の姿とその実現に向けた、都市づくりの基本的な方針と具体的な方策を示したもの。	P3
	都市緑地法	都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として制定された法律。	P2
な 行	二酸化炭素の吸収・固定	樹木は、大気中の二酸化炭素を吸収し、光合成により体内に固定して成長する。樹木の集合体である樹林等は、二酸化炭素の吸収源となる。	P49



	用語	解説	頁
は 行	花と緑のふれあい 広場	グリーン・リーダーが中心となって開催する花と 緑に親しむイベント。	P38
	パリ協定	第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21） が開催されたパリにて、2015年12月に採択され た、気候変動抑制に関する多国間の国際的な協 定（合意）。	P10
	ビオトープ	ドイツ語の合成語で「いろいろな野生の生きもの が暮らせる場所」を意味する。	P10
	微細ミスト	極めて微細な粒子のミストで蒸散作用に優れ、人 に触れてもほとんど濡れるという感触がなく、気 温を低下させる効果が期待できる。	P73
	ヒート アイランド現象	都市部の舗装化や冷暖房などの人工排熱の影響に より、気温が周辺の郊外部に比べて異常に高温に なる現象のこと。熱帯夜の増加や集中豪雨などの 悪影響をもたらす。気温分布を描いた時、等温線 が都市部に向かって閉じ、島のような形になるた め「ヒートアイランド（熱の島）」と呼ばれるよ うになった。	P5
	風致地区	都市における風致を維持するために定められる都 市計画法第8条第1項第7号に規定する地域地 区のこと。	P4
	プランター設置型	壁前に設置したプランターへの植栽形態。	P31
	壁前植栽	壁前に設けた植栽スペースへの植栽形態。	P31
	壁面下垂	壁面上部からつる性植物が下垂した形態。	P31
	壁面植栽	壁面に設けた植栽スペースへの植栽形態。	P31
	壁面登はん	壁面へつる性植物が付着・巻き付きする形態。	P31
	壁面緑化	公道から見る事ができる建築物の外壁や擁壁、 フェンスなどの壁面を意図的に緑化したもの。本 計画では、緑化されている壁面の面積が3m <sup>2</sup> 以 上のものをカウントしている。	P31
	防災広場	災害時は防災活動拠点として、平常時は地域住民 の防災訓練及び日常の交流の場として活用する広 場。	P12
ポケットパーク	わずかなスペースを利用して都市環境の改善を図 るために設けられた面積の小さな空地。	P24	



	用語	解説	頁
ま 行	緑確保の 総合的な方針	平成 22 年度から 10 年の間で、確保することが望ましい緑の明確化や、緑の創出を伴うまちづくり事業のリスト化などにより、民有地の既存の緑をまちづくりの取り組みの中で計画的に確保することを目的とした、東京都と区市町村が合同で策定した方針のこと。	P3
	みどりのカーテン	壁面緑化の手法の一つ。アサガオやヘチマなどのつる性植物を建築物の外側に生育させ、建築物の温度上昇の抑制を図る。	P14
や 行	ユニバーサル デザイン	老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)のこと。	P50
	要綱公園	暫定公園等の管理に関する要綱に基づく公園のこと。	P24
し 行	立体都市公園 制度	都市公園の下限を定め、それより下部の空間には都市公園法が及ばないようにすることで、下部空間の土地利用の用途が制限されずに、新設・既設の民間施設との一体的整備を可能にし、屋上公園や人工地盤公園などの都市公園の整備を可能にする制度のこと。	P11
	緑化地域制度	良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足している地区において、都市計画の地域地区として「緑化地域」を指定し、一定規模以上の敷地面積の建築物の新築・増築に対し、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付けるもの。	P11
	緑地	一般的には植物で覆われた土地を示すが、本計画においては、公の施設とする「公園緑地等の都市施設とする緑地」、法律や条例等に基づく「制度上安定した緑地」、社会通念上永続性のある「社会通念上安定した緑地」の 3 つを「緑地」として定義している。	P2





### ◆緑化計画（P37）

台東区みどりの条例で定められている緑化基準等に基づき、建築行為に係る敷地面積の一定割合の緑化を行う。

#### 【地表部緑化の基準】

##### <民間施設の場合>

緑化の種類	対象敷地面積（用途地域）	緑化面積
地表部緑化	100 平方メートル未満	敷地面積の 1%以上
	100 から 200 平方メートル未満	敷地面積の 2%以上
	200 から 300 平方メートル未満	敷地面積の 3%以上
	300 平方メートル以上（商業・近隣商業地域）	敷地面積の 4%以上
	300 平方メートル以上（その他の用途地域）	敷地面積の 8%以上

##### <公共施設の場合>

緑化の種類	対象敷地面積（用途地域）	緑化面積
地表部緑化	全て（商業・近隣商業地域）	敷地面積の 5%以上
	全て（その他の用途地域）	敷地面積の 8%以上

#### 【屋上等の緑化の基準】

- 敷地面積が 300 平方メートルを超える建築物については、建築面積の 20% 以上の屋上緑化又は壁面緑化を行う

### ◆プランター設置助成（P37）

花を植えるプランターを新たに設置される方に設置経費の一部を助成している。個人のほか、法人、共同住宅管理組合等の申請も可能。

助成の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置するプランター1 個あたりの大きさは幅 30 センチメートル以上</li> <li>ハンギングバスケット 1 個あたりの大きさは幅 25 センチメートル以上</li> <li>プランター等を複数設置して（1 個でも可）、プランター等の合計の表面積が 0.25 平方メートル以上</li> </ul>
助成対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>プランター及びハンギングバスケット（花を植える容器）の購入経費（花を植える容器）</li> <li>上記にある購入したプランター等に植える花苗代</li> <li>花を植えるための土・肥料代</li> </ul>
助成額	(1) 設置に要した経費の 1/2 (2) 合計したプランター設置面積×30,000 円 ※ (1) と (2) を比較して金額の小さい方で、上限 5 万円



◆民間施設緑化助成(個人宅・共同住宅、事業所向け) (P65)

本区では、身近な環境を改善し、健康で住みやすいまちを創造するため、新たに屋上緑化、壁面緑化、地先緑化及び駐車場緑化をされる方に対して工事費の一部を助成している。

緑化区分	助成基準	助成金額
屋上緑化	屋上又は屋根のないベランダに最低 1 平方メートル以上の緑化区画を設け、樹木、芝生、多年草等を植栽したもの。0.4 平方メートル/基以上の既製プランター(大形フラワーポット)を含む。	(1) 1 平方メートルあたり 20,000 円× 助成対象緑化面積(平方メートル) (2) 工事費用×2 分の 1(消費税を除く) ※(1)と(2)のいずれか低い額(上限 30 万円)
壁面緑化	建築物の壁面に、ネット等の補助資材を使用し 1 平方メートル以上の緑化区画を設置し、つる性植物等を這わせたもの。(壁面に固定された藤棚等の緑化を含む)	(1) 1 平方メートルあたり 5,000 円× 助成対象緑化面積(平方メートル) (2) 工事費用×2 分の 1(消費税を除く) ※(1)と(2)のいずれか低い額(上限 15 万円)
地先緑化	緑化の接道延長 1m 以上、且つ奥行 20cm 以上の緑化区画を新たに設け、樹木、多年草等を植栽したもの。 (既存の花壇・植え込み地等の植え替えは対象外)	(1) 1 メートルあたり 10,000 円× 助成対象緑化延長(メートル) (2) 工事費用×2 分の 1(消費税を除く) ※(1)と(2)のいずれか低い額(上限 10 万円)
駐車場緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 民間の貸駐車場であること。(月極貸、時間貸は問わない)</li> <li>• 駐車場を 1 平方メートル以上緑化すること。</li> <li>• 助成金によって緑化した部分を 3 年間適切に維持・管理すること。</li> </ul>	(1) 1 平方メートルあたり 10,000 円× 助成対象緑化延長(メートル) (2) 工事費用×2 分の 1(消費税を除く) ※(1)と(2)のいずれか低い額(上限 10 万円)

### 3. 東京都台東区花とみどりの審議会設置根拠

#### (台東区みどりの条例及び施行規則一部抜粋)

##### 【東京都台東区みどりの条例】

(審議会への諮問)

第23条 区長は、次の各号に掲げる事項について、審議会に諮問しなければならない。

- (1) みどりの保護及び育成に関する計画に関すること。
  - (2) 保護樹木等の存する土地の買取り等に関すること。
  - (3) モデル地区の指定及び解除に関すること。
  - (4) 緑地保全地区及び風致地区のみどりの保全に関すること。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、みどりの保護及び育成について、区長が必要と認める事項に関すること。
- 2 前項の規定による諮問に応じ調査審議するため、東京都台東区花とみどりの審議会を置く。
- 3 東京都台東区花とみどりの審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

##### 【東京都台東区みどりの条例施行規則】

(花とみどりの審議会組織)

第14条 条例第23条に規定する花とみどりの審議会の委員の構成は、次によるものとする。

- (1) 区民 5人以内
- (2) 学識経験者 7人以内
- (3) 区議会議員 2人以内

(会長及び副会長)

第15条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第16条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会議は、公開を原則とする。ただし、会長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。



(委員以外の出席)

第17条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させて意見を聴くことができる。

(幹事)

第18条 審議会に、区長が区職員のうちから任命する幹事を置く。

(庶務)

第19条 審議会の庶務は、環境清掃部環境課において処理する。



## 4. 東京都台東区花とみどりの審議会委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	所属・役職
学識経験者	会長 鈴木 誠	東京農業大学 地域環境科学部 造園科学科教授
	副会長 木下 剛	千葉大学大学院 園芸学研究科 緑地環境学コース 環境造園学領域 准教授
	浦井正明	寛永寺 長臈
	大塚義司	東京商工会議所台東支部商業分科会副分科会長
	町田 誠	千葉大学園芸学部・横浜市立大学国際教養学部 非常勤講師
	大道和彦	東京都建設局東部公園緑地事務所長
	松岡公介	東京都環境局自然環境部緑環境課長
区民	山口和代	台東区グリーン・リーダー幹事長
	大瀧寛子	台東区町会連合会女性部副代表
	森本佳直	台東区商店街連合会副会長
	中村雅彦	台東区立幼稚園PTA連合会顧問
区議会議員	寺田 晃	環境・安全安心特別委員会委員長

## 5. 台東区環境まちづくり推進会議設置要綱

### 台東区環境まちづくり推進会議設置要綱

#### (設置)

第1条 台東区における環境保全及び地球温暖化対策の推進について、区内において調査・検討を行うため、台東区環境まちづくり推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

#### (検討事項)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項について調査・検討を行う。

- (1) 環境に係る計画に関すること。
- (2) 環境マネジメントシステムに関すること。
- (3) 緑化の計画及び調整に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、推進会議が必要と認める事項

#### (構成)

第3条 推進会議は、委員長、副委員長、及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、環境清掃部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、企画財政部長、都市づくり部長及び土木担当部長をもって充てる。
- 4 委員は、別表1に定める者をもって充てる。

#### (招集)

第4条 推進会議の招集は、必要のつど委員長が行う。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係職員を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

#### (作業部会)

第5条 第2条に定める事項を効率的に調査・検討するため、推進会議の下部組織として作業部会を設置する。

#### (事務局)

第6条 推進会議の事務局は、環境清掃部環境課に置く。

#### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 付 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。



## 6. 台東区環境まちづくり推進会議委員名簿

役 職	氏 名	備 考
環境清掃部長（委員長）	野 村 武 治	
企画財政部長（副委員長）	田 中 充	
都市づくり部長（副委員長）	伴 宣 久	
土木担当部長（副委員長）	武 田 光 一	
企画課長	越 智 浩 史	
財政課長	関 井 隆 人	
総務課長	伊 東 孝 之	
施設課長	反 町 英 典	
区民課長	川 島 俊 二	
産業振興課長	上 野 守 代	
清掃リサイクル課長	杉 光 邦 彦	
台東清掃事務所長	朝 倉 義 人	
都市計画課長	前 田 幹 生	
計画調整課長	寺 田 茂	
建築課長	松 崎 晴 生	
道路管理課長	曲 山 裕 通	令和元年 11 月 30 日まで
	石 川 洋 二	令和元年 12 月 1 日から
土木課長	齋 藤 洋	
公園課長	原 島 悟	
庶務課長	小 澤 隆	
指導課長	小 柴 憲 一	
環境課長	小 川 信 彦	

## 7. 台東区花とみどりの基本計画策定経過

### (1) 東京都台東区花とみどりの審議会 審議・検討経過

開催年月日・会議名称	検討内容等
令和元年5月30日 第1回東京都台東区 花とみどりの審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○委嘱状の交付、会長・副会長選出</li> <li>○計画策定にあたって</li> <li>○実態調査報告と課題抽出</li> <li>○新計画の基本的事項と策定スケジュール</li> </ul>
令和元年7月31日 第2回東京都台東区 花とみどりの審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施策の体系、基本目標について</li> </ul>
令和元年9月20日 第3回東京都台東区 花とみどりの審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○台東区花とみどりの基本計画 中間のまとめ(素案)について</li> </ul>
令和元年10月25日 第4回東京都台東区 花とみどりの審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○台東区花とみどりの基本計画 中間のまとめ(案)について</li> </ul>
令和2年1月17日 第5回東京都台東区 花とみどりの審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○最終のまとめ(案)について</li> </ul>

### (2) 台東区環境まちづくり推進会議 審議・検討経過

開催年月日・会議名称	検討内容等
令和元年7月16日 第1回台東区環境 まちづくり推進会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>○台東区環境基本計画の策定について</li> <li>○台東区花とみどりの基本計画策定について</li> <li>○第五次台東区区有施設地球温暖化対策推進実行計画の策定について</li> </ul>
令和元年9月6日 第2回台東区環境 まちづくり推進会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>○台東区環境基本計画 中間のまとめ(案)について</li> <li>○台東区花とみどりの基本計画 中間のまとめ(案)について</li> <li>○第五次台東区区有施設地球温暖化対策推進実行計画の見直しについて</li> </ul>
令和元年10月15日 第3回台東区環境 まちづくり推進会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>○台東区環境基本計画 中間のまとめ(案)について</li> <li>○台東区花とみどりの基本計画 中間のまとめ(案)について</li> <li>○第五次台東区区有施設地球温暖化対策推進実行計画 中間のまとめ(案)について</li> </ul>
令和2年1月10日 第4回台東区環境 まちづくり推進会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>○台東区環境基本計画 最終案について</li> <li>○台東区花とみどりの基本計画 最終案について</li> <li>○第五次台東区区有施設地球温暖化対策推進実行計画 最終案について</li> </ul>





## 8. パブリックコメント実施結果

意見受付期間	令和元年12月9日から令和2年1月9日まで
意見受付件数	3人 5件
意見受付内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・上野—浅草間の寺社の緑化について</li><li>・花の種類とその管理について</li><li>・木や花の適切な植樹場所について</li></ul>